

石巻市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年3月26日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

- 1 監査対象部課等 病院局
事務部、石巻市立病院、石巻市立雄勝病院及び石巻市立牡鹿病院
- 2 監査期間 平成21年1月8日から平成21年3月25日まで
- 3 監査対象範囲 平成20年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営（平成20年11月30日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 今回の監査は、平成20年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営について、事務処理状況を試査したところ、石巻市立雄勝病院について別紙のとおり指摘する。
なお、その他の監査対象課等については、特に指摘事項は認められなかった。

指 摘 事 項 調 書

監査対象部・課(かい)名：病院局 石巻市立雄勝病院

指 摘 事 項 の 内 容

雄勝病院の契約事務について

雄勝病院の診療材料単価契約事務において、決定金額を誤ったもの、最低価格提示者が2者あった際の業者決定経過が明示されていないもの、契約する必要のない品目について見積徴収していたものなど、著しく不適正又は不めいりょうな事務処理をしていたものが多数見受けられた。

これは、担当者の事務処理ミスや、事務処理についての認識の欠如によるものであるとともに、雄勝病院及び病院局としてのチェック機能が全く発揮されていなかったことによるものでもある。

については、雄勝病院のみならず、病院局全体として適正な契約事務が行われるようチェック体制を整備し、再発防止策を講じ、その徹底を図られたい。